

中野区教育委員会会議録 平成20年第4回定例会

○開会日 平成20年4月18日（金）

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午前 10時00分

○閉 会 午前 10時18分

○出席委員（5名）

中野区教育委員会委員長	高 木 明 郎
中野区教育委員会委員長職務代理	大 島 やよい
中野区教育委員会委員	飛鳥馬 健 次
中野区教育委員会委員	山 田 正 興
中野区教育委員会教育長	菅 野 泰 一

○欠席委員（0名）

○出席した事務局職員（7名）

教育委員会事務局次長	竹 内 沖 司
教育経営担当課長	小谷松 弘 市
学校再編担当課長	青 山 敬一郎
学校教育担当課長	寺 嶋 誠一郎
指導室長	入 野 貴美子
生涯学習担当参事	村 木 誠
中央図書館長	倉 光 美穂子

○書記

教育経営分野	松 島 和 宏
教育経営分野	吉 田 真 美

○会議録署名委員

委員長	高 木 明 郎
委 員	飛鳥馬 健 次

○議事日程

日程第1 第33号議案 中野区区政情報の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

午前10時00分開会

高木委員長

おはようございます。

ただいまから教育委員会第4回定例会を開会いたします。

本日の出席状況は、全員出席です。

本日の会議録署名委員は、飛鳥馬委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりです。

それでは、日程に入ります。

<日程第1>

高木委員長

日程第1、第33号議案「中野区区政情報の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

議案の説明をお願いいたします。

教育経営担当課長

それでは、第33号議案「中野区区政情報の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則」につきましてご説明申し上げます。

今回の提案の理由でございますが、公開の請求の却下について規定を改める必要があることからお願いするものでございます。

資料の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。先ほど理由のところでも申し上げましたが、公開の請求の却下につきましては、この規則の第3条の2で規定してございます。そのうち、この新旧対照表の左側、改正案のところをごらんいただきたいと思います。ちょうど資料の中ほど、第2項、「前項の場合のほか、公開請求が条例の本来の目的を逸脱するものであり、権利の濫用と認められる場合は、当該公開請求を却下することができる」と。この1項を今回新たに新設するというものでございます。

具体的に想定される事例ということで申し上げたいと思いますが、ここで想定されるものとしたしましては、例えば、一つは、同じ情報を何回にも分けて繰り返し請求を行う、あるいは相当数の大量の請求がある、それについて本当に必要な情報はどれか、場合によっては分割して請求ができないかといったようなことで補正をお願いしても、なおそれがまとまらないといえますか、そういったことで、社会通念上、逸脱するような、この条例で定めております目的に反するような形での請求があった場合。あるいは、特に情報を特定しないで、「〇〇に関する情報一式」といったような形での請求などがあった場合につきましては、公開請求につきまして補正が可能かどうか請求者と話し合いをすることになるのですが、なかなかそれがまとまらない。どうしてもその実態が条例本来の目的に反するのではないかと。そういった場合につきましては、今回ここで規定しております目的を逸脱

した権利の濫用というような形での却下をすることができるという旨を規定するものでございます。

なお、この第2項の新設に伴いまして、現行の第2項を第3項に繰り下げ、また必要な文言の整理を行ってございます。あわせて、この第3条の2の第1項につきましても、この資料の下線が引いてある部分につきまして必要な文言の整理を行ってございます。

なお、この条例の施行でございますが、附則によりまして、「交付の日から施行する」ということとしてございます。

以上でございます。

高木委員長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたら、お願いします。

大島委員

質問ではなくて意見なのですがけれども、前回協議をした際にもご説明を受けまして、確かに今想定される事案というような、明らかに社会通念から考えて権利の濫用と認められるような請求というのもあると思うのですね。そういう場合に、今想定されるような場合を一々細かく具体的に、こういう場合は除くなどということで規定するということは確かに現実的には不可能で、「一度に大量」にとかといっても、「大量」とは何枚までなのだというようなことを細かく規定するということは現実的に無理ですから、そういう場合を一括して「権利の濫用と認められる場合」というふうな規定の仕方をするということはやむを得ない面があるというふうに思うのです。ですから、私は、こういう規定を設けること自体はやむを得ないことで反対はしないのですが、あとは、運用の点で、権利の濫用というのは、本当に例外的な場合に限ってこれを適用していただきたいというのが希望であり、当然のことだと思うのです。決して、これを振りかざして、正当な請求をこの名のもとに却下するというような運用はしないようにということでお願いしたいということでございます。

飛鳥馬委員

条令改正の内容ではなくて、現状についてちょっとお伺いしたいと思うのです。

教育委員会に対しても情報公開請求というのはかなり多いのだらうと思いますけれども、わかる範囲で、どのくらいあるとか、あるいは、この「量が膨大で」というのに該当しそうなものが今までもあったかどうか。大ざっぱな話で構いませんので、そういうことをちょっとお尋ねします。

教育経営担当課長

まず、情報公開請求の件数ということで申し上げたいと思います。

これはちょっと部局別に分けていないので、区全体ということでお話し申し上げたいと思いますが、5～6年ほど前にさかのぼってちょっと申し上げたいと思います。平成13年度が371件、これは区全体でございます。14年度が326件、15年度が437件。この年

度ぐらいまでは、過去においてもそうなのですが、300件から400件程度でほぼ推移してきてございます。それが平成16年度になりますと2,014件、平成17年度になりますと4,012件、18年度が5,204件という形になってございます。ここ数年、伸びが非常に大きくなってございます。原因といたしましては、ホームページ上で情報公開請求ができるというようなかなり簡便な形での仕組みが導入されたことでもあります、それを利用した大量の公開請求がここ数年あったということでございます。

それから、教育委員会につきましても、他の部局同様、この大量公開請求というものはございました。基本的には請求されたものについては、その都度、その公開請求に応じて、特に非公開とするようなものがない限りにおいては公開をしているところでございます。

山田委員

今の公開請求の件数がかなりふえているということですが、今までの情報の公開の仕方ということに対して、区としては何かほかに、こういったことの事例が多くなっているということに関して、情報公開の仕方が今のままでいいのかどうかというようなところも本当は検証しなければいけないのではないかなと思いますけれども、その点はいかがでしょう。

教育経営担当課長

今回のこの規則改正もその一環だと思います。これまでこのような形で大量の請求等々があった場合につきましては、これまでの規則では、請求があった場合、15日以内に公開するか否かの可否の決定をしなければならないのですが、それが最大60日まで延長することができるという規定がございます。その間に、請求者との間に話し合いといいますか、そういった期間を設けながら、補正が可能かどうかといったような、そういった期間が設けられてございました。ただ、実態を申し上げますと、そういった補正を求める話し合いもうまく進むということがない場合が多くございまして、結果としては、請求に応じてきたというケースが多くございます。

ただ、去年のケースで申し上げますと、やはり大量請求があったのですけれども、そのうちの9割以上がそれ以前にも同じ形で公開請求を受けているということで、ダブルで請求された事例がございました。その場合につきましては、請求された方といろいろ話をしたのですが、どうしても再度同じ情報公開の請求ということで、そのケースの場合につきましては非公開といいますか、却下するという形で出してございます。そういった事例が一つあったのですけれども、その後、かなり落ちついてきたといいますか、公開請求の件数も、昨年19年度にそういったケースがありました。まだ全部集計が終わっているわけではないのですが、先ほどの件数で申しますと、18年度で5,204件ございましたが、昨年度は、2月までの途中の集計なのですけれども、558件に急激に低下しました。それは、先ほど申し上げましたそういったことが一つのきっかけとなったということもあったかと思えます。

それから、先ほど申しましたホームページ等で情報公開として電子請求ができるという側面も設けてございます。これは、区民の方に対する公開の利便性という側面もございますので、それについては引き続きその形は現在も維持しているところでございます。先ほど大島委員のほうからもございましたが、今回は、極めてレアケースと申しますか、特定のそういったケースに対応する場合ということで、もともとこの情報公開請求は区民の権利でございますし、そういう意味でバランスのとれた執行といえますか、適用が図られていかなければいけないということの中で、今回、この規則の改正をその部分で行うというものでございます。

高木委員長

私のほうから2点確認したいのです。

タイトルが「中野区区政情報の公開に関する条例施行規則」となっていますが、これは中野区教育委員会の規則として定められているものを改正するので、当然、中野区教育委員会に係る情報請求だけが対象ということですよねという点。あと、今後、情報公開を第3条の2の第2項の規定で却下した場合に、請求者から異議申し立ての機会はあるのですよねということの2点を確認したいのです。

教育経営担当課長

まず1点目ですが、これにつきましては、教育委員会として制定しております規則でございますので、教育委員会に係る部分のものでございます。条例に基づきまして、区長、教育委員会、監査、選管、区議会、それぞれの情報公開条例で定めます実施機関ごとにこの施行規則を定めておるところでございます。したがって、今のお話は、委員のおっしゃるとおり、今回のこれは教育委員会に係る規則の改正ということでございます。

それから、却下した場合、異議申し立てということでございます。これにつきましては、条例規則で定めるところでございますが、異議申し立てにつきましては、当然、不服のあった場合についてはできて、第三者によります申し立て内容についての審査というものが行われるというものでございます。

飛鳥馬委員

この情報公開のことはなかなか難しいと思うのですが、請求される区民の方からいけば、当然知りたいということで請求するわけですけれども、区当局としては、個人情報等をかなり扱っているわけですから公表できない、そういうところの問題がたくさんあるのだらうと思います。今、課長の言われている回数とか、量が多いというだけではなくて、今、コンピュータで個人情報がどんどん流れ出てしまって新聞ニュースになることが随分あるわけですけれども、そういうものを防がなければいけないということがありますので、その辺の個人情報とのかかわりでの請求というのは結構あるのでしょうか。

教育経営担当課長

個人情報の請求につきましては、これは条例でもその旨、個人情報に係る部分につま

しては規定がございまして、区政情報のうち個人情報の公開請求があったときは、請求理由を聴取の上公開することを相当と認める場合に限り公開するものとするという原則がございまして、個人情報につきましては、条例上、請求があったからそのとおり公開するというようなことはございません。

教育経営担当課長

先ほど私、委員長のご質問のところで、「異議申し立てに対する」ということでちょっとお話し申しました。正確には「不服申し立て」でございまして、済みません。ちょっと言葉が誤っておりました。

高木委員長

なければ、これで質疑を終結いたします。

それでは、挙手の方法により採決したいと思います。

ただいま上程中の第33号議案を原案どおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

高木委員長

全員賛成なので、原案どおり決定いたします。

以上で、本日の日程を終了しました。

これをもちまして、教育委員会第4回定例会を閉じます。

午前10時18分閉会